

麻生財務大臣提出資料

平成 26 年 3 月 19 日

女性の活躍を推進し、働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての視点

1. 成長戦略との関係

- 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、「**女性の活躍推進**」の項目において、「**働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う**」との記述。

女性の活躍推進は、成長戦略の中核であり、安倍内閣の最重要課題の一つとの位置付け。

※ 「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成 26 年 1 月 20 日産業競争力会議決定）では、「日本経済を持続可能な成長軌道に乗せるため、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮させ、ダブルインカムの拡大により世帯の所得の向上を図る必要がある。」とされている。

- 女性の活躍推進や、働き方の選択に関して中立的な税制の検討にあたっては、かねてより議論のある、**配偶者控除及び配偶者特別控除（以下、「配偶者控除等」）のあり方がポイント**。

2. 配偶者控除等の趣旨

- 所得税においては、**収入がない、あるいは少ない配偶者を、納税者が扶養している場合**、その分生活費が増加することなどに配慮して、**その納税者本人の税負担を減らす趣旨**から、配偶者控除等が設けられている。

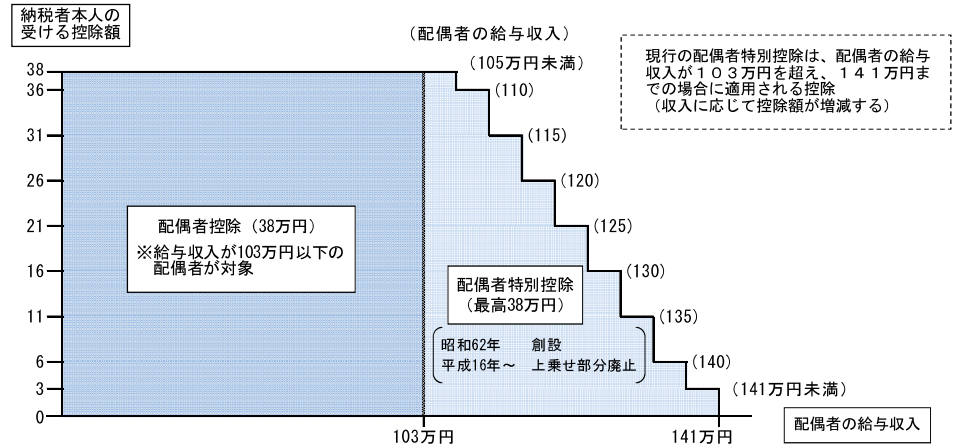
3. 妻がパートで働く夫婦における課税の仕組み

[夫]： 妻のパート収入が **103 万円以下**であれば、自らの基礎控除に加え、**配偶者控除が適用**。**103 万円を超えると配偶者特別控除が適用**され、141 万円までの間、**徐々に控除額が縮減**する仕組み。

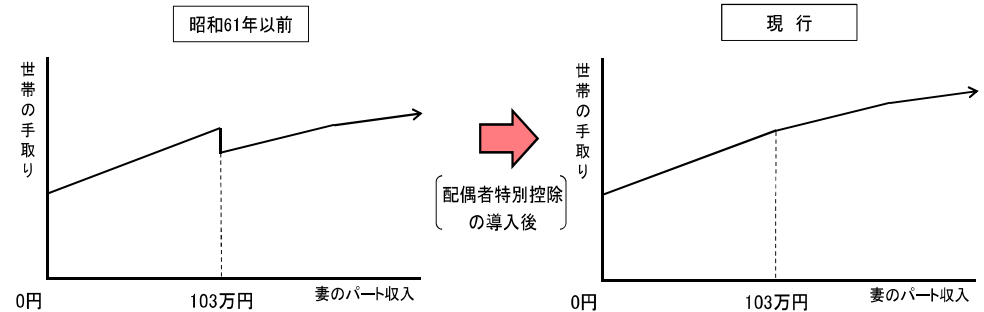
※ かつては「配偶者特別控除」がなく、妻のパート収入が 103 万円を超えると夫の配偶者控除の適用がなくなることにより、妻のパート収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」（いわゆる「壁」）が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

[妻]： 妻のパート収入（給与）には、**まず給与所得控除が適用**（最低保障額：**65 万円**）。次に**基礎控除（38 万円）が適用**。パート収入が、両者を足し合わせた **103 万円を超えると、妻に所得税が発生**。

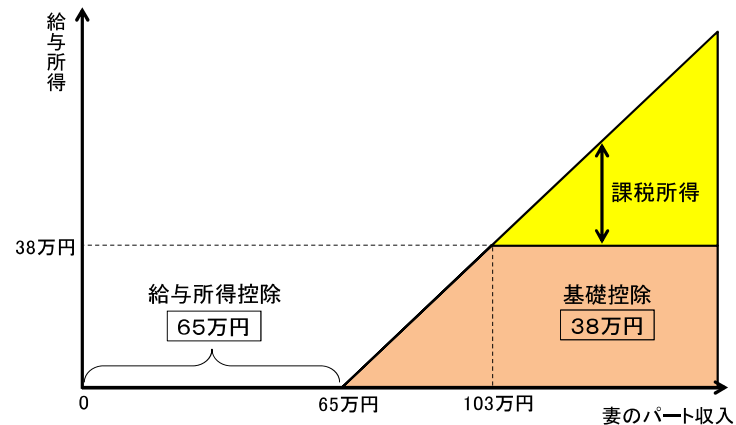
【参考 1】配偶者控除・配偶者特別控除



【参考 2】いわゆる「103 万円の壁」



【参考 3】妻のパート収入と各控除の関係



4. 配偶者控除をめぐる議論

【見直しの立場】

① 夫の配偶者控除の適用を意識して、妻が働く時間を調整する、といった事実上の障壁となっている（配偶者の就労の中立性を阻害）。

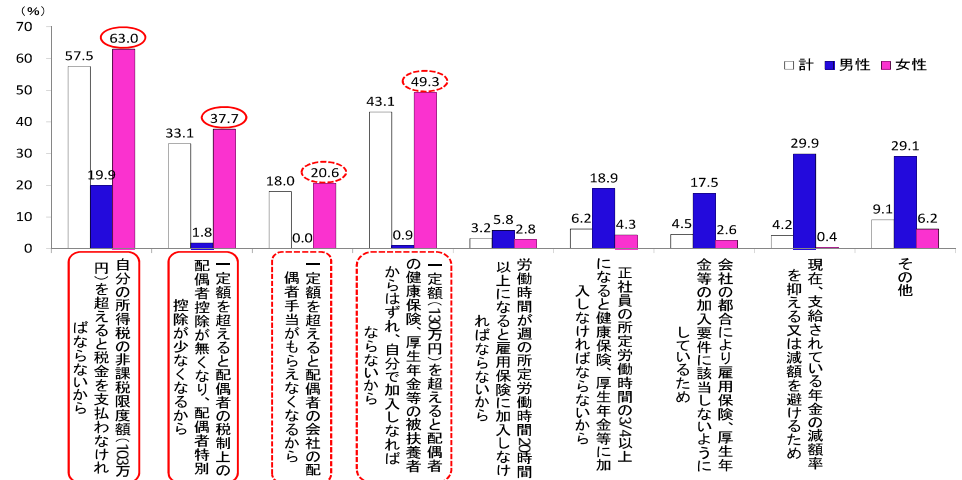
- ※ 平成23年パートタイム労働者総合実態調査によると、
- ✓ 配偶者のいる女性パートタイム労働者の約2割が就業調整を行っている
 - ✓ うち約6割が自分の所得税負担の問題、約5割が社会保険の問題、約4割が配偶者控除の問題を理由に挙げている。

② 妻が低い収入である場合、妻は自らの基礎控除の適用を受ける一方で、夫は配偶者控除の適用を受けることができ、**2重の控除**が生じており、専業主婦世帯や配偶者控除等を適用できない世帯に比べて控除額が大きい。

【維持の立場】

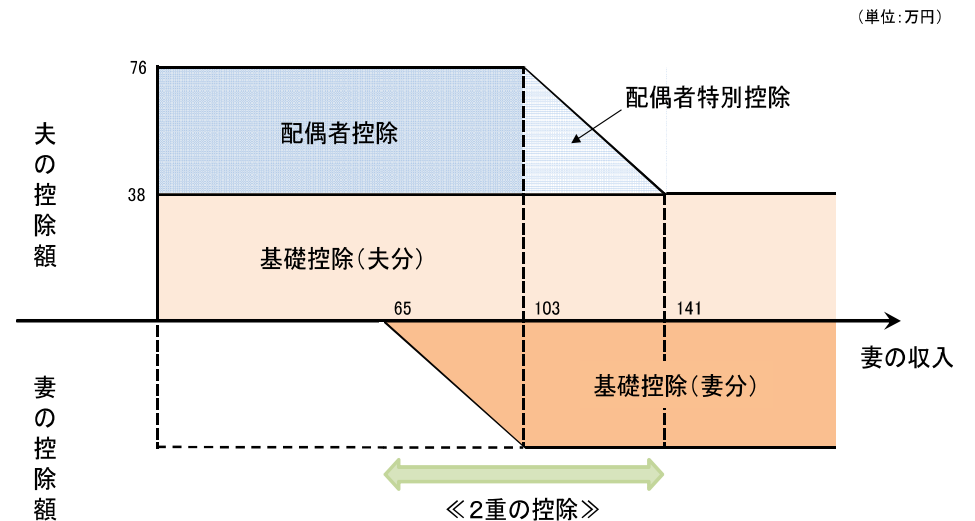
○ 夫婦が生活の基本的単位である点や伝統的な家族観を重視して、配偶者控除の見直しに慎重な意見もある。

【参考4】パート労働者の就業調整の理由



(備考) 厚生労働省「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」より作成。複数回答。

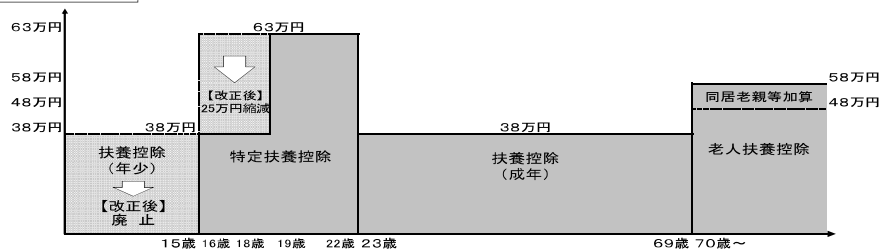
【参考5】世帯で見た各控除の関係



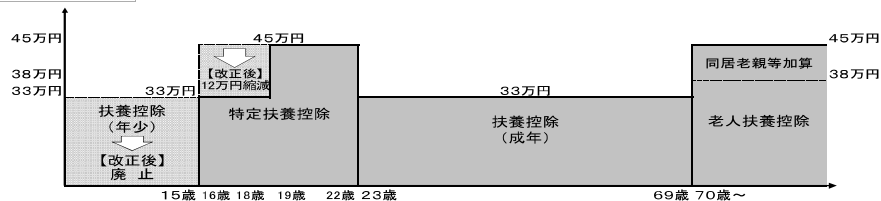
【参考6】年少扶養控除の廃止等（所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用）

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止。

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)



※ 年少扶養控除の廃止(平成22年度税制改正)に伴う改正増収額は所得税約5,000億円、住民税約4,000億円。

児童手当法一部改正法附則（平成24年法律第24号）（抄）

附 則

（検討）

第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

Jファイル 2013 総合政策集（抄）

さあ、経済を取り戻そう。

財政健全化への着実な歩み

（国民生活全般への配慮）

個人所得課税については、各種控除や税率構造を一体として見直す必要があります。所得税については、平成25年度税制改正において最高税率の見直しを行ったところですが、さらに、社会の基本は「自助」にありますから、家族の助け合いの役割も正しく評価されなければなりません。その観点から、配偶者控除は維持し、児童手当との関係を整理した上で年少扶養控除を復活します。